



東大阪市

こども誰でも 通園制度



こども誰でも通園制度でできること

- ・園の活動を子どもに体験させることで、成長や発達に刺激をもらうことができます。
- ・子どもの発達や離乳食などに不安がある場合に、経験豊富な保育教諭などから、具体的な育児のアドバイスを受けることができます。
- ・毎日の育児でたまった疲れを癒すための時間が確保できます。



対象児童

次の①～③すべてに該当する子ども

- ① 東大阪市内に住民票があること
- ② 0歳6か月から2歳児
(年度途中で3歳になった場合は年度末まで利用できます。)
※東大阪市内施設を利用の場合は満2歳まで
- ③ 保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業等に通っていないこと

利用時間

子ども1人あたり月10時間まで

利用方法

- ① 特定の施設の継続的な利用
- ② 定期的でない柔軟な利用
- ③ ①と②を組み合わせ利用

利用料金

実施園により異なります。
東大阪市ウェブサイトの施設一覧をご確認ください。

減免制度

- ① 生活保護世帯 … 300円/時間
- ② 市民税所得割課税額合計が77,101円未満の世帯 … 200円/時間

※減免金額は令和8年度の金額です。



利用方法

1 利用申請

保育所等に通っていないことの確認や、利用料の減免を決定するために、利用申請が必要です。

東大阪市ウェブサイトからご申請ください。

※申請完了後、通知書と利用カードが郵送されます。

東大阪市
ウェブサイト



2 利用申込み

直接、実施園に連絡してください。初回登録と実施園での面談があります。

※通知書の郵送がまだでも、電子申請の手続き完了の画面を提示すれば利用申し込みができます。

3 利用料のお支払い

利用後は実施園に利用料をお支払いください。

※キャンセルする場合は、事前に施設に連絡してください。

実施施設について

- ・施設によって、受け入れ枠や、開所時間・利用方法が変わります。
- ・実施園の詳細は東大阪市ウェブサイトの施設一覧をご確認ください。

ご利用にあたっての注意事項

- ・申込状況によっては、希望する日に利用できないことがあります。
- ・利用料は、施設の指定する方法でお支払いください。
- ・送り迎えは保護者が責任を持っておこなってください。

